

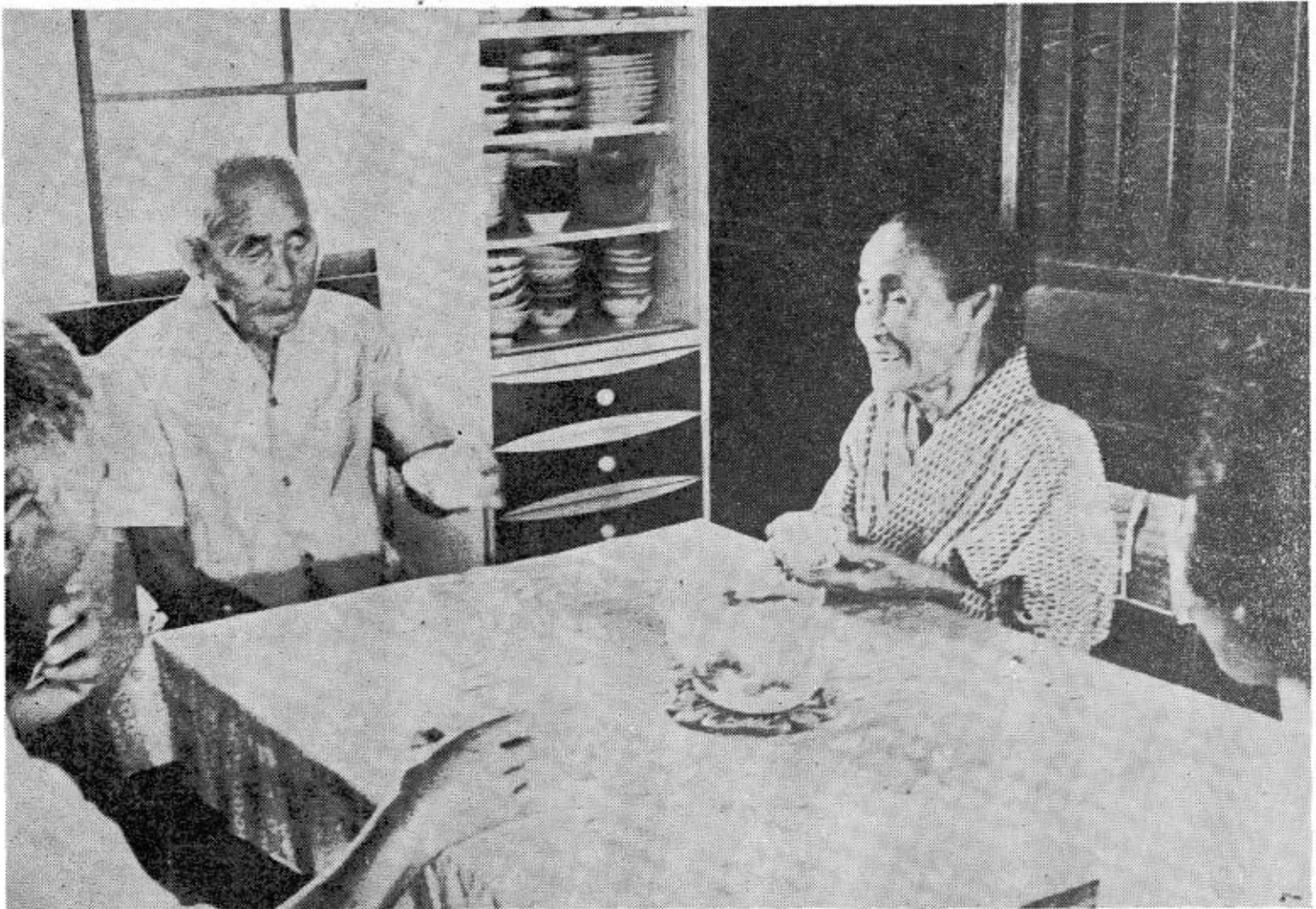
あいの

人口と世帯数

(8月1日現在)

人口	9,427人
男	4,464人
女	4,963人
世帯数	2,434世帯

発行 秋穂町役場



(とじこんで保存しましょう)

—夫婦あわせて187歳—

黒瀨南の田中民蔵(94)・ツル(93)さん夫婦は町内最高令のご夫婦です。

民蔵さんはまだ田んぼに出るほどお元気です。—写真はくつろぐ田中さん一家—

今月の主な記事

国勢調査	2・3
9月の保健衛生事業	4・5
語り合おう老後のしあわせ	6
お知らせ	
年金の改正と医療費助成制度	7
特別弔慰金支給	8
納税コーナー	9
郷土小史	10

九月一日は防災の日

一日は「立春から数えて二百十日目にあたる「二百十日」。

十一日は「二百二十日」です。

これは稲作(農作)と台風(野分の関係を端的にいい表わして注意を呼びおこすようにした、わが国だけの呼び名です。

事実、むかしから災害といえは、

大体この月に集中しているのも宿命というのでしょうか。

今年も、すでに五号、六号台風が襲らいし、各地に大きな犠牲と被害をもたらしております。

災害はいつやってくるかわかりません。気象情報は常に聞き、万一に備えてこれに対処する心構えをふだんから準備しておきましょう。



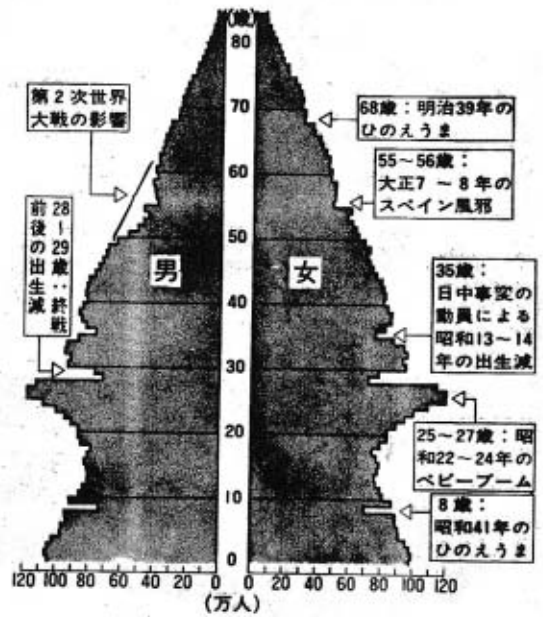
5年ごと国と郷土をみなおす日

10月1日

国 勢 調 査

みんなもれなく
申告を

我が国の人口ピラミッド



昭和45年国勢調査結果から推計した
昭和49年10月1日現在の人口

☆国勢調査とは
 本年十月一日には、全国いっせいに国勢調査が実施されます。国勢調査は、統計法にもとづいて行われる国の統計の中でも最も大規模な調査で、大正九年に第一回調査が行われて以来、五年ごとに行われ、今回は第十二回目にあたります。

☆調査のねらい

国勢調査は、全国・都道府県・市町村の人口や世帯数・年令別・職業別などの人口構成、核家族やその他の世帯の構成を明らかにして、国はもちろん、都道府県や市区町村の地域社会に直結する行政に役立つ、基本的資料を得るために行われるものです。

最近増えつつける人口と食糧・資源の問題・人口の老化や世帯の核家族化に伴う社会福祉対策などが論議されており、人口や世帯に関するきめ細かい統計の必要性が高まっています。このため、今回の調査では、調査結果の早期利用や世帯に関する統計の充実を図ることとしています。

☆調査の対象

国勢調査は、国内に常住するすべての人を対象とし、それらの人がふだん住んでいる場所で、世帯ごとにまとめて調査します。とくに、今回の調査では、四十七年五月に復帰した沖縄が、戦後の調査ではじめて四七都道府県の一つとして加わることになりました。

☆結果の公表

調査結果は、集計完了次第、新聞や結果報告書などで公表されます。調査結果のうち、市区町村別人口及び世帯数の速報は昭和五十年十二月に、各調査事項の主要な結果速報は五十一年三月までに、確定的な結果は五十一年秋頃から順次公表されます。

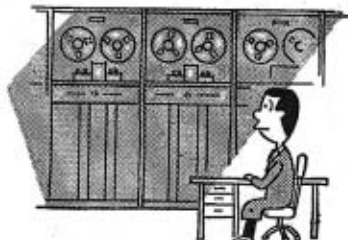
全国を約67万の地域に区分して
 国勢調査区が設けられています
 国勢調査員は、この調査区を一つずつ受け持ちます。

☆調査のしくみ



10月1日から5日までの間に、9月24日から30日までの間に、もう一度、各世帯を訪問し、各世帯に「調査票」を配り、記入済みの調査票を集めます。調査票の記入を依頼します。

調査票は、市区町村→都道府県を通じて総理府統計局に集められ、直接「機械」にかけて、調査結果を集計します。





社会福祉対策

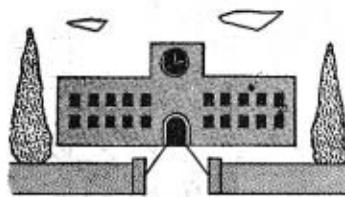


過密・過疎対策，地域計画

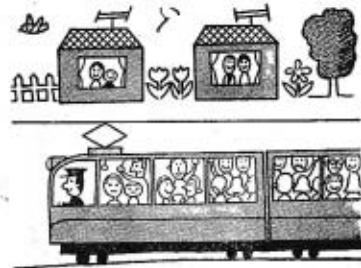


議員定数の決定
選挙区の決定

☆結果の利用
国勢調査の結果はいろいろな分野で、非常に広範囲に利用されています。たとえば、次のような利用があります。



大学・研究所等での
学術研究資料



雇用，交通，住宅対策

☆調査事項

- 〔世帯員について〕
- (1) 氏 名
 - (2) 男女の別
 - (3) 世帯主との続き柄
 - (4) 出生の年月
 - (5) 配偶者の有無
 - (6) 国 籍
 - (7) 仕事をしたかどうかの別
従業地又は通学地
 - (8)

- (9) 従業上の地位
 - (10) 勤め先・業主などの事業の種類
 - (11) 本人の仕事の種類
- 〔世帯について〕
- (12) 世帯の種類
 - (13) 世帯人員
 - (14) 住居の種類
 - (15) 居住室数
 - (16) 居住室の畳数

☆新しい様式の調査票

今回の国勢調査では、調査結果を一日も早く行政に役立てるため、各家庭で記入していただいた調査票を、統計局で「光学式読取装置」という機械に直接かけて集計し、できる限り早く、正確な統計を作ることになっています。

調査票は気軽に記入すればよいわけですが、直接機械にかけますので、その取扱いや記入に当たっては、次のような注意をお願いします。

◎調査票は汚したり、折つたり、丸めたりしないように。また、裏面にこぼれつばや、しようゆのシミなどが着かないようにお願いします。

◎必ず黒鉛筆で記入してください

◎答をマークで記入する箇所がありますが、マークはわくわくつばいに横線をこゆくたく記入してください。

◎そのほか、調査票の記入に当たっては「調査票の記入についての説明」をよく読んでください。

☆秘密の保護

国勢調査に限らず、各種の統計調査の結果は、真実が得られなければ、その目的は達成したとはいえません。このためには、調査票にはありのままを正確に記入していただくことが必要です。

申告されたことがらは、統計をつくるために用いられ、他の目的、たとえば徴税の資料などに使うことは決してありません。また調査員や調査関係者が調査上で知りえた個人的なことがらを、他にもらすことも、統計法の規定によって固く禁じられております。

国勢調査は、全町民の協力なくしては十分な成果を挙げることができない調査です。皆様のご協力をお願いします。

国勢調査のはなし

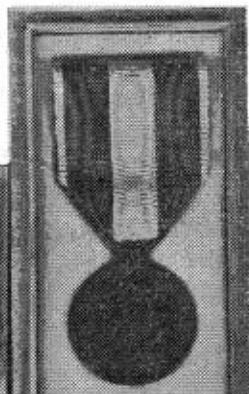
このしらべ ひとひと、くらしかたよのなか
国勢調査は 国民の生活 社会
ありさま よいせいじもと
の実況をよく知り 善政の基礎を
つく ため おこな
作らんか為に 行ふものなり……

これは、第一回国勢調査の広報用はがきにしたためられている文面の一部です。

当時の調査員は現在と異なり、名誉職で、民間人が国の事業に参加できるというわけで、地方の名士が羽織袴で、世帯を訪問したといわれます。

中津江にお住いの林 賀一（七九）さんは、この第一回の調査から第三回までの国勢調査員をなさっており、はがきや調査員章、記念品など、当時を知る貴重な資料を保存されています。

来月号では、林さんをたずねてお伺いした第一回目の調査の様をお伝します。



写真右は
第一回、左
は第三回調
査員章です



9月 保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」

ルネ・デュボ

各家庭に配付しております昭和50年度の各種予防接種ならびに衛生関係業務予定表にもとづいて、次のとおり実施しますので、個人あてには通知いたしません。

種痘検査	19		18		17		16		12		11		5		4		行事名	月日曜日	時間	場所	対象
	金	木	水	火	金	木	金	木	金	木	金	木	金	木							
種痘一、二期	13:30 14:30		13:30 14:30		13:30 14:30		13:30 14:30		13:30 14:30		9:00 9:30		9:00 9:30		中央公民館	中央公民館	秋穂乳幼児(2才児)相談	9月			
	中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		大海分館	大海分館	大海乳幼児(2才児)相談				
3才児検査	大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		中央公民館	中央公民館	大海乳幼児(2才児)相談				
	大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		中央公民館	中央公民館	大海乳幼児(2才児)相談				
種痘検査	大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		中央公民館	中央公民館	大海乳幼児(2才児)相談				
	大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		大海分館		中央公民館	中央公民館	大海乳幼児(2才児)相談				

第17回健康なくらし 山口県大会の開催

とき 9月23日(火曜)10時より
 ところ 宇部市渡辺翁記念会館
 町環連では本年度の事業計画に
 もとづき貸切バスを運行して、大
 会に参加することにしておりま
 す。当日多数の参加をお待ちして
 おります。くわしいことは部落の
 幹事さんとおして連絡いたしま
 す。

美しい町づくり

環境衛生月間来る

自9月13日 至10月12日

私たちが快い生活をするため

◎実施内容

に、日頃家庭・部落内から出る廃棄物などで、環境をよごさないよう大掃除をして、衛生害虫の防除の徹底と、空地や荒地に著しく繁殖しているセイタカアワダチソウ(公害草)のぼくめつをはかるため、来る9月13日から10月12日までを「環境衛生月間」と定め、町および町環連(会長三尾勝次氏)が提唱しております。みなさん方の地区ぐるみでの組織活動を期待しております。なお、町環連では共同作業を実施し、報告書提出された後、後期分の組織強化費支給する予定にしております

1区内の河川、住居周辺の清掃、ゴミ焼却およびゴミを運搬して処理しましょう。
 2下水溝及び衛生害虫の発生源となつている施設、場所を徹底的に駆除しましょう。
 3ねずみの駆除にとりくみましよう。

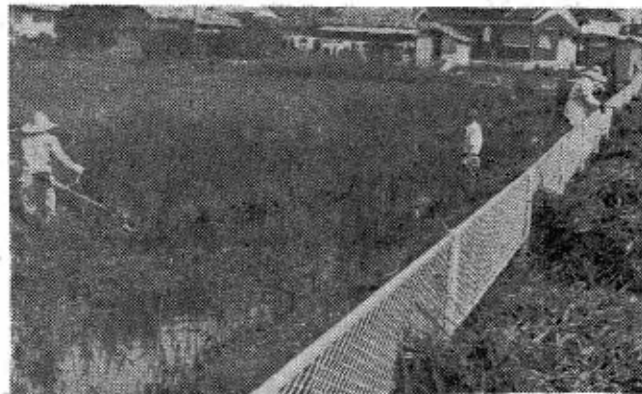
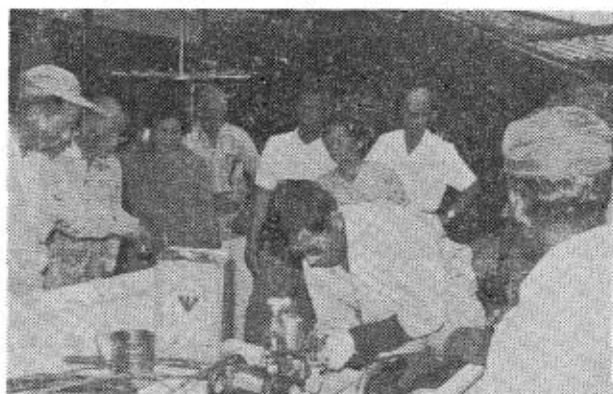
4セイタカアワダチソウの刈倒しや地下茎の掘起し、乾燥焼却および運搬して処理しましょう。
 ※共同作業をするときは事故がないうように安全には十分心掛けましよう。||写真は共同作業をするモデル地区指定、井南区のみなさん

成果をあげた

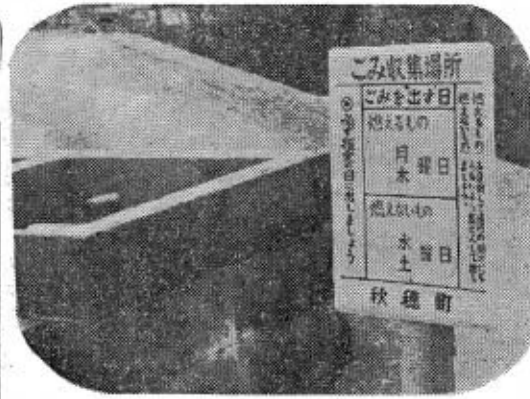
ゴキブリ研修会

去る8月7・8日の2日間にわたって宮ノ且と小浜区でゴキブリ駆除の研修会を開きました。指導者(小郡町伊藤明氏)からのゴキブリの習性についての話しや、実習をおこないました。

多数の参加者があり有意義なひとときをすごし、今後の駆除活動に意欲をもやしました。(写真は研修会に参加したみなさん)



ごみ収集にご協力を!



各地区のごみ収集場所に、町環衛連幹事さんのご協力によって、標示板(写真)がつけました。お互いに、ゴミを出す日をまちがえないようにしましょう。

また標示板に「燃えるもの」と記入してあるのは、日常生活から出るあざぶのことです。燃えないものとなるのはガラス、金属、ガレキなど(長さ五〇センチ以下一立方メートル以下・三〇キログラム以下)のことです。

◎ごみを持ち出す方法

腐りやすいものや、水分を多く含んだものは、できる限り十分に水けを取り除き、ごみの重みで裂けない丈夫なビニール袋に入れるか、新聞紙等でよく包むか、袋の底に灰など入れるかして持ち出してください。

紙袋で持ち出す場合は、袋の口をよくしばり、ポリバケツ等の場合はふたを完全にし、しめカギをして出してください。

持ち出す容器は、次のいづれかにしてください。

- ごみ処理専用袋 ●ごみ処理専用袋と同じ程度の大きさの袋
- ふた及びカギつきのポリバケツ ●一片の長さが五〇センチ以下の紙製箱等。

以上のように決めてあることがよく守られていないため、流れた汚水でハエが発生したり悪臭のため、収集場所周辺の方々は、大変迷惑しています。

お互いが気持ちよくくらすために、みなさんのご協力を是非お願いします。

青江ごみ処理場からのお願い!

次のことについて、町民のみなさんのご協力をお願いします。

- 1 捨てる場所については、ごみを持ちこまれたとき、現場の管理人の指示に従ってください。
- 2 管理人が不在の場合でも、指定された捨て場所に、捨ててください。入口附近とか、指定場所以外のところに捨ててはいけません。
- 3 各自でごみ処理場へ運ばれる場合は、途中で道路へごみを落さないよう、注意してください。

◎青江ごみ処理場附近の居住者、耕作者から苦情が絶えません。ちよつとした不注意から、他人に迷惑をかけるないように、気をつけましょう。

公害セミナー

- ▽日常生活のなかで、
- ▽テレビや新聞紙上で
- ▽よくみかける公害に
- ▽ついでに化学的な専門用語を毎月公害セミナーに掲げたいし
- ▽ていませう。
- ▽このたびは「六価クロム」について考え
- ▽てみましよう。

▼六価クロム

クロムは白銀色のかたい金属で常温では安定性が高く、大気・水中では酸化されません。クロムは化合物をつくる際、クロム原子と他の元素との結合の仕方に三通りあります。そのちがいで二価・三価・六価と呼ばれております。

六価クロム化合物としては、クロム酸・重クロム酸カリ・重クロム酸ソーダなどが主なもの、強力な酸化剤としておもに合金・メッキ触媒・金属の洗浄・装置の防解

に使われております。また、これは工場の廃液とともに排出され、水質汚染を起してあります。この規制として、水質汚染防止法では水質の環境基準で六価クロムだけ有害物質にかかげられて、基準値は〇・〇五PPM以下、粉じんでは〇・一PPMと排出が規制されています。

近頃マスコミ等でつたえられていようようにクロム鉱さいが大量に捨てられた東京・江東デルタ地帯千葉県・北海道栗山町・徳島県阿南市・山口県徳山市・広島県竹原

市など、クロム精錬工場周辺などに六価クロムによる環境汚染と健康被害への不安が地域住民に広がっているといわれています。

この六価クロムは二価・三価クロムに比べると毒性が強く、消化器、肺などから吸収されると「むくみ」・「かいらい」を生じ、肺がんの原因になるといわれています。

たとえば皮膚炎、鼻中隔せん孔結膜炎、じん臓障害、呼吸器障害肺がんなどです。

消費生活センターの
電話番号が
かわりました
9月1日から
山口 4-0999



「犬が通行人に咬みついた」
「犬に吠えつかれて危害を受けそうになった」
「逃げようとして転んでケガをした」
など、苦情の申し出が絶えません。日頃はおとなしい犬でも咬みつくことがないとはいえません。また農作物等があらされて迷惑している人も多いためです。愛犬のみなさんは、よく注意し人に迷惑をかけないように飼いましょ。

老人福祉法 制定周10年

語り合おう

老後のしあわせ

敬老の日が国民の祝日に加えられて、十周年をむかえました。

今年も、広く老人福祉について関心と理解を深めるため、「敬老の日」をはじめとする九月十五日から二十一日までを「老人福祉週間」と定めて、全国的な敬老行事や老人福祉運動が推進されます。

今日、人生七〇年といわれるように、平均寿命が伸びたものの、核家族化、加えて物価の上昇など、おとしよりをとりまく社会環境はきわめて複雑で、老後の生活に対する関心が高まる中で、老人福祉対策の充実がますます要求されてきています。

しかし、だれにでもやってくる老後の問題は、一人ひとりがふだんから心の準備や対策を立てておくことが、大切ではないでしょうか。

特に、老後のしあわせは社会福祉の充実もさることながら、何となく安定した家庭生活の充実にあるといってもよいでしょう。

家族の中の老人の座は、むかしとはその趣きを変えましたが、家族みんなの理解と血のかよった人間関係が常に交流するよう、みんなが考え、心がけていきたいものです。



また、おとしよりは社会にあっても、家庭においても老人にふさわしい役割りが求められます。この役割りを見出すことが、老後をうちたてるために、大切なことではないでしょうか。

町は、すべての人びとがおとしよりに対し、その長寿を祝い、多年にわたり社会の進展に寄与された人として敬愛し、老人福祉を高めるため、今年も次の日時に敬老行事を行います。

たくさんのおとしよりの方々がおいでくださるよう、お待ちしております。

日時

九月十二日 午前九時から

秋穂小学校体育館

九月十二日 午後一時から

大海小学校体育館



お知らせ

新しい農業委員が

決まりました

会長 内田 友 (敬称略)
副会長 藤田 常一

三好 保雄

藤田 和男

繁光 正人

渡辺 公智

上田 亥佐夫

前田 幸祐

安光 卓造

岡田 功

河野 梅治

岡光 良一

村田 政人

平田 策亮

藤田 武彦

50年度県職員採用試験

— 初級・中級 —

昭和五十年度山口県職員採用中級・初級試験が次のとおり実施されます。

受験資格その他くわしいことは、山口県人事委員会事務局（山口市春日町・電話山口〇局三一―一番）または、町役場総務課におたずねください。

試験職種

中級（短大卒業程度）

保母・栄養士・小中学校栄養士

初級（高校卒業程度）

事務A（女子）・事務B（男子）

表1 福祉年金の増額 (50年10月から)

種 別	改 正 前	改 正 後
老齢福祉年金	90,000円 (月額 7,500円)	144,000円 (月額12,000円)
障害福祉年金	1級	216,000円 (月額18,000円)
	2級	144,000円 (月額12,000円)
母子福祉年金 準母子福祉年金	117,600円 (月額 9,800円)	187,200円 (月額15,600円)
老齢特別給付金	66,000円 (月額 5,500円)	108,000円 (月額 9,000円)

表2 拠出年金の増額 (50年9月から)

年 金 種 別 等	改 正 前	改 正 後
老 齢 年 金	高者 10年年金	212,250円 (月額17,687.5円)
	5年	135,840円 (月額11,320円)
	一般 (25年年金)	339,600円 (月額28,300円)
	一般と付加年金 (25年年金)	399,600円 (月額33,300円)
障害年金	1 級	424,500円 (月額35,375円)
	2 級	339,600円 (月額28,300円)
母子、準母子、遺児、年金	子等1人	339,600円 (月額28,300円)
	子等2人	349,200円 (月額29,100円)
有期年金の最低保障額	90,000円 (月額 7,500円)	144,000円 (月額12,000円)

国民年金が 改正されます

国民年金は、年々、内容が改善されてい
ますが、今年もさきの国会で改正法律が成
立して、次のように充実した内容となりま
した。
福祉年金は、本年10月から表1のとおり
大幅に引き上げられます。
拠出年金は、消費者物価の変動に応じて
、本年9月から表2のように引き上げられ
ます。
なお、右のうち5年年金は、10月分から
更に十五万六千円(月額一万三千元)に引
き上げられます。

医療費助成制度を ご存知ですか

ねたきり老人等

老人医療費助成制度に加えて、
昭和四十八年十月一日から70才未
満のねたきり老人等の医療費が無
料になる制度が、国と県・市町村
の負担で実施されています。
この医療制度に該当される人は
次の方々です。

まだ受給者証の交付を受けてい
ない人は、至急町役場保健衛生課
で手続きを行ってください。
なお、ねたきり老人等に対する
老人医療費の支給方法については
70才以上の老人に対する医療費支
給の取扱いに準じて行われること
になっています。

支給対象者
65才以上70才未満の人で、次に
該当する程度の障害の状態にある
もの
一 国民年金法及び厚生年金保険法
等による一〜二級程度の該当者
一 身体障害者手帳の一〜三級に該
当する者及び四級の音声機能障
害者又は、言語機能の障害、下
肢障害の1号・3号・4号に、
該当するもの
一 前記と同等と認められる状態に
あるもの(医師の診断により認
定されるもので、県知事と協議
の上、可否を判断し市町村長に
通知されるもの)

重度心身障害者

重度心身障害者の医療費を無料
にする制度が、山口県では県と市
町村の負担によって、昭和四十八
年十月一日から実施されています
対象の範囲は次のとおりです。
まだ申請の手続きをされていない
方は、保健衛生課へ申出られるよ
うお知らせします。
(対象の範囲)
一 障害年金の一級を受けている人
二 特別児童扶養手当を受けている
者の対象となった児童
三 身体障害者手帳一〜二級に該当
する者
四 前記一・二・三・と同等の程度
の障害を有するもの
(対象除外者)
右にかかげた者のうちから次に
該当する者は、対象の範囲から除
外されます。
一 生活保護を受けているもの
一 児童福祉施設に収容されている
もの
一 精神者支援施設に収容されてい
るもの
一 老人医療費の支給を受けること
の出来るもの
一 原爆被爆者で、一般疾病医療費
の支給を受けることが出来るもの
一 障害者本人の所得が、障害福祉
年金支給停止となる程度の所得
を有するもの
いずれも詳しいことは、町役場
保健衛生課へおたずねください。

・交通巡視員・小中学校事務
受験申込受付期間
九月一日から九月二十日まで
試験日
十月十二日(日)

秋の全国交通安全運動
9月22日〜10月1日

重点目標

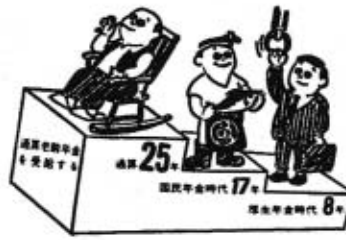
- 歩行者・自転車利用者の事故
防止、特に子ども(幼児及び小学
校児童をいう)と老人を交通事故
から守ること。
 - 運転者等を保護するためのシ
ートベルト・ヘルメットの着用を
推進すること。
- この二点を重点目標に、交通安
全運動が実施されます。

子どもと老人の交通事故は

道幅の狭い所で
▼老人は、夕方後や休みの日に
多くおきています。
老人は、若い人に比べてとっさ
のときに、すばやい安全な動作を
することができないことがあります。
また、事故にあわれたときに
は、若い人に比べて多く亡くなっ
ておられます。子どもと老年寄り
を見かけたら、十分注意して交通
事故から守りましょう。



各種年金制度は 通算されます



通算老令(退職)年金をご存知ですか。

これを知らずに、損をしている方が多いので、あらましをお知らせします。

公的年金制度には各種の給付がありますが、その中心は老令(退職)年金です。

これを受けるには、ふつう二十年から二十五年間、その制度に加入して保険料を納めることが必要ですが、わが国の公的年金は、ご本人の従事する職業によって、加入する制度が異なっているため、ひとつの年金制度で、この年金を受けるために必要な期間を満たす前に、別の年金制度に移ったときは、どの制度からも老令(退職)年金が受けられないもの——保険料はすべて掛け捨てになるものとあきらめている方も、あるようです。

しかし、それは誤りで、各種制度の加入期間を合算して、一定の期間があれば、各制度から、それぞれの加入期間に応じた老令(退職)年金を支給することになっていきます。

◎通算される年金制度は、国民年金、厚生年金など、わが国の八種類の公的年金です。

◎通算される加入期間は、原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あって、かつ昭和三十六年四月一日以降の加入期間です。しかし、厚生年金と船員保険は、この日以後どちらかの制度に加入すれば、この日以前の他方の加入期間は通算の対象になります。また、この日までつづいた各種共済組合の加入期間も通算されます。

その他、いろいろの例外通算対象があります。

日で、第一回めの償還日は昭和五十一年六月十五日です。

▼受給手続(請求の指導)
請求手続は町民課福祉係で行いますが、今までの特別弔慰金を受給された方(該当者)には後日、日時を決めて請求指導を行います

なお、この権利の消滅・時効は昭和五十三年三月三十一日です。

特別弔慰金が支給されます

国は、終戦三十周年に当たり、戦没者の遺族に対し、改めて弔慰の意を表すため、特別弔慰金を支給することになりました。

▼支給対象者
一、日華事変(昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日まで)で戦死等された戦没者の家族で昭和五十年四月一日現在、遺族年金や公務扶助料等を受けていない

額面二十万円で、十年償還(無利子)の記名国債が交付され、国債の発行日は、昭和五十年十月一

◎通算老令(退職)年金の受給要件は、厚生年金の加入期間が一年以上ある人で、各種の制度の加入期間と合算して二十五年以上あるときか、または、国民年金以外の制度の加入期間とこの厚生年金の加入期間を合算して二十年以上あるときです。

◎支給が開始される年金は、国民年金は六十五才からですが、厚生年金などの年金は六十才からです。

◎この通算老令年金を将来受取ろうとする方は、ひとつの年金制度を脱退したら、時間の隙間なく、次の年金制度へすぐ加入の手続をとることと、脱退のときに脱退手当金を決して受け取らないことです。これを受け取ると通算はご破算になります。

おわかりにならないことは、町民課へおたずねください



中野こども会 優勝 ソフトボール大会



町こども会育成連絡協議会(会長 三尾勝次氏)主催により、八月十八日・十九日の二日間、秋小グラウンドを主会場に、大小、秋小グラウンドの三会場に分かれ、こども会ソフトボール大会が開かれました。

参加したチームは二九チームで、小学校四年生から中学校三年生まで、男女三百七十余名のこどもたちが参加しました。

審判の代表から、「みんな、ソフトボールのルールを正しくおぼえよう。また、紳士のスポーツであるから礼儀正しく行おう。

年令や男女の差のある混成チームだから、いたわり合い勝負にこだわらず立派なゲームをしてほしい。」とあいさつをうけたあと、

炎天下、どのチームも精いっぱいボールを追い、グラウンドを走りまわりました。

優勝 中野こども会
二位 本町・東本町こども会
三位 中津江こども会

〃 祇園町こども会

納税コーナー



災害を受けたときの

所得税の減税

台風シーズンがやってきました... 災害の程度が次のうちどちらかであれば、予定納税額の減額申請ができますし、確定申告で所得税の免除や雑損控除ができます。

(一)、住宅や家財の半分以上に損害を受けた人で、その年の所得が四百万円以下であると見込まれる人。

(二)、損害額がその年の所得の10%を超えるとき(所得の制限はありません。)

また、サラリーマンには、このほかに次の救済制度があります。④損害の程度が前記(一)のときには今年源泉徴収された税金を返してもらったり、源泉徴収を猶予してもらったりすることができます。⑤損害の程度が前記(二)のときには、源泉徴収を猶予してもらえます。この場合損害額のうち、その年の所得の

10%を超える額がその年の所得から控除しきれないときは、次の年以降三年間の所得から控除しますから、それに見合う税金の徴収猶予を受けることができます。④⑤のうちどちらか有利な方を選択できますが、④を選択する人は給与の支払者へ⑥を選択する人は税務署へ届出が必要です。

この制度を利用した人は、翌年三月十五日までに確定申告をしてください。

商工業者の商品や原材料などのたな卸資産・店舗・工場・倉庫・機械設備などの事業用資産に受けた損害や相続や贈与によつて取得した財産の損害についても別に救済制度があります。以上詳細は山口税務署にお問い合わせ下さい。

電話加入権の公売を

します 県税滞納処分の一環として、電話加入権の公売を次のとおり実施します。

公売実施要領

1 公売財産 電話加入権

2 公売の方法 入札

3 日時 昭和50年9月16日

4 開札 10時から11時まで

5 売却決定 11時5分

6 代金納付期限 11時30分

7 11時45分

8 4場所

9 防府県税事務所(防府市駅南町)

10 TEL 23-3111 納税課

あなたの企業で

働く人たちの

退職金づくり

中小企業退職共済制度

この制度は、国の援助によって中小企業でも、退職者の有利な退職金を確実に払えるようにするために、中小企業退職共済法にもとづいて設けられたものです。

●この制度を利用できるのは、常用の従業員数が一人から三百人(商業・サービス業等は五〇人)までの中小企業に限られています。

●掛金は四百円から四千円まであり、このうちから従業員個人ごとに決め、全額事業主負担です。しかし、掛金は、加入後いつでも増額できますし、必要経費として全額免税となります。

●くわしいことは、町商工会または町産業課へおたずねください。

注意

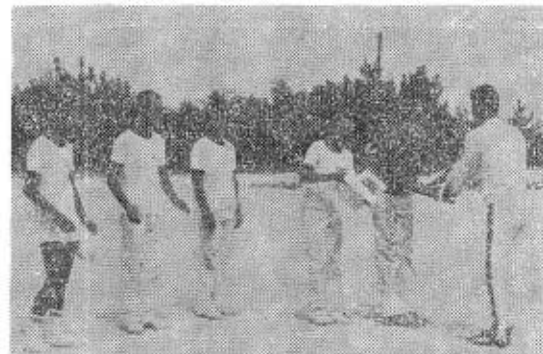
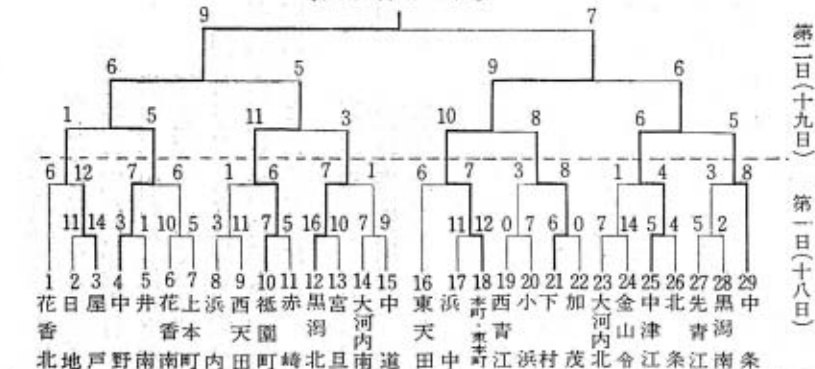
●公売財産につき、滞納額が完納された場合は公売を中止しますので、ご参加の方は、事前に電話で公売の有無を県税事務所納税課に必ずお確かめください。

退職金額早見表 (一部の例を示したものです) *国庫補助金を含む

Table with 5 columns: 掛金 (1,000円, 2,000円, 3,000円, 4,000円) and rows for 1年 to 40年. Values range from 3,600 to 9,001,730.

退職金は納付期間が11か月以下の場合には支給されません。また12か月から23か月までは掛金納付総額を下まわります。

(組み合わせ表)



会長より表彰される中野こども会代表

郷土小史 (24)

青江の村々①

青江という地名の由来は、昔この湾がもっと広くて周囲の山麓まで潮が満ち、今でも大池荒手南に「ちんば」という小字の所があるが、そこまで海が入り込んでいたことを示すものであろう。そして、江戸時代天保の頃にできた風土注進案(ふうどちゅうしんあん)に、この海が蒼海(あおうみ)の入江であったから青江の地名となったのであろうと書かれている。

当時の記録によると、青江は海と陸地の六領域から成り立っていた。(一)湾内の海域(二)秋穂浦井原氏領。(三)本郷下村のうちのお蔵入地(猪ノ鼻・上田・中青江・東青江・西青江。(四)本郷青井村(古作江・東村・中西村で金山氏領。(五)穴戸開作(白松庄佐山村所属の飛地で穴戸氏領分青江村。(六)青江浜開作(日地) (七)小俣庄青江村。(八)中道村(北ノ上・北下・後上村・後下村・猪ノ鼻・管倉で布施氏領。これらの地区は明治二〇年代の町村制で青江區に統轄されて一區となり、今は日地が大海側で金山領・西青江・先青江・中道にわかれながら、老人クラブのように、明治・大正時代の単位をうけつて青江とする場合もある。

い漁場であった。

陸地の方の西側(二)の先青江から猪ノ鼻(いのはな)までは本郷下村に属してお蔵入(毛利直轄地)であったから蔵米は中野の米蔵まで運んだ。(三)その北側、今の西青江・金山領で古作江・東村・中西村を併せて「青井村」といい、金山左五門領で当時田が五町二反九畝一四歩・畠が二町三反五畝一歩、石高七五石九斗一升七合であつてその米蔵があつた。今の西青江消防機倉庫のあるところ。

この青井村は享保一二年(一七二七)の地下上申(じげじょうしん)の記録では、当時は金山清兵衛の知行所で七三石・家数一軒・三六人の小さい村でその頃は「青江村」といって、秋穂庄本郷に属していた。命山氏は秋の武士でその墓と伝える三基が金山領松原墓地六地蔵側にある。

次に(四)湾の東側(日地)の塩田を中心にしてきた青江村は、大海村と共に小郡宰判内の小俣庄に属していた。

この青江村ができる前、(四)穴戸開作築立のいきさつを伝える古い記録がある(山口県風土誌)。それによると、当時大海の領主であつた穴戸三左エ門が寛文一二年(一六七二)にここに穴戸開作二〇町歩を開きたいと藩に願ひ出で、時の小郡代官平田猪右エ門が中野の定林寺(長徳寺)に来て本郷お蔵入庄屋の権兵衛と大海穴戸領の給庄屋権兵衛、秋穂浦井原領の給

庄屋左エ門の三人を集めて、ま

ず秋穂と大海の海陸境図(左図)を作らせ、この大海穴戸領の海岸に開作を開くことにつき地元で支障ないかと聞いていた。

三人は協議して別図の絵図を仕上げ、昔からの境を申し上げた。図の大江水流丸岩を限り秋穂と大海の境であることを説明し、書面

で秋穂青井入海は井原領で、海陸の境は、潮が満ち込んで外三尺までが海上であり、秋穂の内の青井に開作とあれば地元で支障ないが穴戸領青井とあれば開作のできる所がないと秋穂庄屋権兵衛、浦の給庄屋左エ門が答えている。

実は秋穂大海の境については秋穂側と大海側の意見がわかれていたよう

で、この頃よりあとのことになるが、秋穂側では青江開作ができてその石からひの水流筋より日地山の打越・丸岩より三田尻の鯖島を見渡して海上境といい、大海側はこの開作石からひから日地山と赤石山の中を沖へ見渡す線が境といつて、問題のあるところであつた。

そこで穴戸開作はこの問題の地点をさけて、西側先青江沖の現在地に変更して開作されたものであろう。それは延宝二年(一六七四)のこと、黒瀉開作よりも一六年位前で、今は一六町歩ある。

この穴戸開作の青江村は白松庄佐山村に属していた。それは開作の領主であつた穴戸氏が佐山村の領主で当時の佐山村に遠波村と飛地の岡屋も共に所属していた。

当時これらの村々は併せて穴戸孫四郎の知行地で、秋穂では、穴戸様領分と通称していた。

さて、穴戸開作ができて四年後の延宝六年に播磨国松原船が加賀守の米を積んで沖を通りかから、八月五日に台風にあつて難破して船がこわれ、積んでいた米を海に捨て捨て青井湾に流れ込んで来て残りの米を砂浜に打ち捨てた。この打捨米は大海側で引き取つてしまった。これをみた秋穂浦の獵師は早速帰つて給庄屋に報告し、それは大海側のものでないから秋穂浦へ渡せという交渉になつたが、中々に折り合いがつかず、ついに代官所に訴えて、小郡・嘉川・陶・秋穂・佐山・井関・岐波・床波の庄屋・年寄等が集つて両者の言い分について協議を重ねた結果それは秋穂浦の言い分が正しいということになり、片濡米(ぬれまい)二八俵は大海側から秋穂浦側へ引き渡されてケリがついた。

(秋穂町教育委員会嘱託 田中 讓記)

おわび
都合により、「おかあさんのページ」は休みました。

